

第22期第7回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和4年2月28日（月） 14：30～15：00

II 場 所：相馬会場（主会場） 相馬双葉漁業協同組合2階大会議室  
（相馬市尾浜字追川196）  
いわき会場（副会場） 福島県水産会館研修室  
（いわき市中央台飯野四丁目3-1）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
  - (1) 議案  
議案第1号 福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）  
議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）
  - (2) 報告事項  
ア 令和4年度福島海区漁業調整委員会関連行事予定について  
イ 漁業権に係る資源管理状況等の報告の訂正について
- 6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（15名）

(1) 出席者 14名

今野 智光	会長	鈴木 哲二	会長代理	今泉 浩一	委員
狩野 一男	委員	平 仁一	委員	永瀬 哲浩	委員
森田 政利	委員	山下 博行	委員	渡邊 登	委員
吉田 康男	委員	川邊 みどり	委員	委員（WEB参加）	
久保木 幸子	委員	渡邊 千夏子	委員	委員（WEB参加）	
宮下 朋子	委員				

(2) 欠席者 1名

吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産課主任主査	早乙女 忠弘（WEB参加）
水産課技師	森口 隆大（WEB参加）
水産事務所長	石田 敏則
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 副主査	川本 和宏
〃 主事	千野 力
〃 専門員	坂本 純一

## 1 開会 (14:30～)

事務局 (根本主幹)	<p>それでは、定刻となりましたので、これより第22期第7回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>はじめに、資料の差し替えと追加についてご説明します。皆様の所に差し替え資料と追加資料をお配りしております。</p> <p>まず、資料1ページの次第ですが、本日、報告事項において、知事部局より追加がございましたので、「令和4年度福島海区漁業調整委員会関連行事予定」を報告事項アとしまして、「報告事項イ 漁業権に係る資源管理状況等の報告の訂正について」を追加してございます。</p> <p>次に資料の2ページ、3ページの出席者と席次について、本日、海区事務局の菊田主幹と小柳主事が欠席となっておりますので、差し替えをお願いします。</p> <p>また、私、根本以下の所属が資源研となっておりますので、そちらを海区事務局に訂正願います。</p> <p>続きまして、報告事項アについて、委員会の内容について、変更がございましたので差し替えをお願いします。</p> <p>最後に報告事項イの資料を追加で配布してございます。御迷惑をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。</p>
---------------	---

## 2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第7回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>前回の委員会で、今年度は最後の予定でしたが、年度内に協議が必要の議案がありましたので、本日の開催となりました。</p> <p>また、引き続き、新型コロナの感染が拡大しておりますので、今回も相馬といわきの二つの会場での開催となりました。川邊委員、渡邊委員におかれましては、WEBで御参加頂いております。皆様には御協力いただきありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、知事部局からの諮問2議題、報告事項2議題を予定しております。</p> <p>十分に御協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>

## 3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は吉田数博委員を除く14名の全員の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が6名の御出席、また、川邊委員、渡邊千夏子委員におかれましては、イン</p>
---------------	--

	<p>ターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
--	---

#### 4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事録署名人には、今泉委員、吉田康男委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしく願いいたします。</p>
両委員	(「はい」)

#### 5 議題

事務局 (根本主幹)	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
---------------	---

##### (1) 議案

**議案第1号 福島県資源管理方針の変更について (諮問・答申)**

**議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について (諮問・答申)**

議 長	<p>それでは、議案第1号「福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)」、議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申)」を関連するものなので一括で議題とします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
水野課長	<p>議案第1号、福島県資源管理方針の変更と議案第2号、特定水産資源の漁獲可能量につきましては、関連しますので、一括で御説明させていただきます。</p> <p>資料の5ページをお開きください。</p> <p>2月15日付けで貴委員会に福島県資源管理方針の変更の諮問文写しでございます。</p> <p>資料の26ページをお開きください。</p> <p>同じく、特定水産資源の漁獲可能量の諮問文写しでございます。</p> <p>資料の24ページをお開きください。</p> <p>福島県資源管理方針の変更について、御説明いたします。</p> <p>資源管理方針は、令和2年12月1日に施行された改正漁業法</p>

第14条に基づき、県が、資源管理の基本的事項などを定めるものです。本県では令和2年12月1日付けで制定いたしました。

資源管理方針に定める内容につきましては、(盛り込まれる内容)に記載しておりますが、特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準につきまして、国から知事管理漁獲可能量の配分があったときに、どのような漁業種類にどのように配分するかのルールを定めるものでございます。

漁獲可能量による管理を行う水産資源「特定水産資源」については、現在は、くろまぐろ、さんま、まあじ、まいわし、すけとうだら、さば類(まさば・ごまさば)、するめいか、ずわいがにの9魚種が指定されています。

今回の県資源管理方針の変更は、特定水産資源のうち、するめいかについて、国から漁獲可能量の配分があったことから、するめいかに関する規定の追加を行うものでございます。

また、併せて、国の資源管理基本方針の変更に伴う変更、試験操業の終了に伴う変更を行うものでございます。

資料の22ページをお開きください。

今回の変更の概要につきまして、説明いたします。

1の概要、3の策定必要性につきましては、先ほど説明したものでございます。

4の策定の内容、でございますが、(1)操業状況の変化に合わせた記載とすること、(2)くろまぐろ小型魚、大型魚の漁獲量報告期限の記載の変更及び(3)「するめいか」を別紙1-6として新たに追加したい、と考えております。

資料の16ページをお開きください。

新旧対照表により変更点についてご説明します。

資料の17ページを御覧ください。

上の方に、令和3年3月末で試験操業が終了したこと及び4月から本格的な操業に向けた取組が開始されたことに合わせた内容に修正しています。

資料の18ページと19ページには、くろまぐろ小型魚と大型魚について、漁獲量の報告期限の記載内容について、陸揚げした日から3日以内の後ろ部分に国の方針の改正に合わせて、土日祝日などの休日を含めないということを追記してあります。

資料の19ページをお開きください。

一番下、別紙「1-6」として、するめいかを追加しております。

20ページを御覧ください。

第2の(1)の管理区分の設定でございますが、②対象とする漁業」は、震災前にするめいかを採捕していた知事許可漁業である、小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業に加え、釣りなどその他の漁業を含め、他魚種

同様、漁法ごとに細分化は行わないこととしており、「するめいかを採捕する全ての漁業」として、「福島県するめいか漁業」としております。

①の水域、③の期間につきましても、細分化しない考えでございます。

(2) 漁獲量の管理の手法等につきましては、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理でございます。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準でございますが、知事管理区分を全体で一つにしておりますので、全量を「福島県するめいか漁業」に配分することとしております。

資料の21ページを御覧ください。

第4の漁獲可能量以外の手法による資源管理として、漁獲努力による管理をすることとしております。

この努力量設定については、資料25ページをお開きください。

こちらの資料のとおり、それぞれの漁業について、震災前の許可件数と産地市場の稼働日数を用いて算出しました。つまり、震災前の最大値を「現行の水準」として整理したものでございます。

資料の7ページから15ページまでは、資源管理方針全体の溶け込み版でございます。

なお、施行日までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

資料の22ページをお開きください。

4の策定の内容の(4)でございますが、議案第2号のするめいかの漁獲可能量の配分でございます。

資料の26ページと27ページをお開きください。

議案第2号、特定水産資源の漁獲可能量についての諮問文の写しでございます。

資料の28ページをお開きください。

国の令和4管理年度のするめいかの福島県への配分通知でございます。福島県の漁獲可能量は現行水準とされました。目安数量50トンとされておりますが、これは、国と調整し、震災前の水準としていただいております。

この国の配分通知を受け、先ほど御説明した、福島県資源管理方針のするめいかの追加に関する変更が了承いただけた前提で、基本方針に即して設定する案が、資料27ページでございます。国の配分全量を福島県するめいか漁業に配分するものでございます。

なお、議案第2号につきましても、施行日までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

資料の23ページをお開きください。

	<p>今後の予定でございますが、本日の諮問の後、3月上旬に、農林水産大臣へ資源管理方針の変更及び知事管理分の漁獲可能量を定める旨の承認申請を行います。そして、農林水産大臣から承認の通知を受けた後、管理期間開始前の3月末に公表する予定となっております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議のほど、宜しく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	<p>御説明いただき、ありがとうございました。</p> <p>するめいかについて、漁業種類を問わないでトータルで配分があったということで、それを分けていくのかなと思うのですが、具体的にどのように漁業種類ごとに分けていくのか教えていただけると助かります。</p>
水野課長	<p>国から受けた配分について、漁業種類ごとにどのように勘定するかという質問でしたけれども、現状では、福島県の漁業においては、操業拡大の途上にあるということで、極めて漁獲量自体も設定されている量が、平成22年当時の漁獲量と比べて、相当に多い数字で配分いただいているということ、それから漁獲努力についても、震災前の1, 2割の漁獲努力量ということで資源的にも問題はないということで、今回、その配分の仕方として加えました別紙1-6として、するめいかを追加したのですけれども、その中でも漁業種類ごとの割当とかの区分分けはせずに全体一本ということで、自由に捕っていただく、操業は拡大する、水揚げは増やすということで、そのような設定にしております。</p>
川邊委員	<p>わかりました。</p> <p>漁獲量が少ないということで、自由に捕っていただく方針ということで、了解いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	他に御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>はじめに、議案第1号、令和4年2月15日付けで知事から諮問のありました「福島県資源管理方針の変更について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員についても確認しました。よって、全員賛成(賛成多数)ですので、議案第1号について「異議なし」で答申することに決定さ</p>

	<p>れました。</p> <p>続きまして、議案第2号、令和4年2月15日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、「異議なし」で回答することについて、賛成の委員の皆様の手をお願ひします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員についても確認しました。よって、全員賛成(賛成多数)ですので、議案第2号について「異議なし」で回答することに決定されました。</p>

## (2) 報告事項

<b>ア 令和4年度福島海区漁業調整委員会関連行事予定について</b>	
議長	<p>続きまして、報告事項ア「令和4年度福島海区漁業調整委員会関連行事予定について」事務局から説明願ひします。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>報告事項ア、令和4年度福島海区漁業調整委員会関連行事予定について御説明いたします。</p> <p>資料の29ページをお開きください。</p> <p>委員会の開催につきましては、4月、5月、10月、1月の4回を予定しております。</p> <p>また、2月には、漁業権の切替に関連しまして、海区漁場計画に関する公聴会をいわき、相馬で開催を予定しております。</p> <p>その他の関連行事としまして、まず、全国海区漁業調整委員会連合会関係としまして、5月に通常総会、理事会が宮城県で開催。6月には、全国海区から国への要望活動。10月には、全国海区の東日本ブロック会議が神奈川県で開催が予定されており、基本的には今野会長に御出席いただく予定でございます。</p> <p>次に、今年度、新型コロナの感染拡大により延期となっている宮城海区との交流会ですが、12月に予定を入れてございます。宮城入会小委員会の委員の方々に御出席いただく予定でございます。</p> <p>次に、広域漁業調整委員会については、12月と3月に東京都で開催が予定され、鈴木委員に御出席いただく予定でございます。</p> <p>以上が、令和4年度の行事予定ですが、各行事の時期や内容については、今後、変更となる可能性もございますので、その都度、御連絡したいと思います。</p> <p>よろしく願ひいたします。</p> <p>以上で、御説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承



知願います。

## イ 漁業権に係る資源管理状況等の報告の訂正について

議長	続きます、冒頭で事務局から説明があった、報告事項イについて、知事部局から説明願います。
水野課長	<p>本日、追加で配布いたしましたA3判の資料をご覧ください。訂正は、共同漁業権の3/3ページと区画漁業権の1/1のページでございます。操業実績、人・日の数字がイタリック、アンダーラインとなっている部分が、誤りがあったものでございます。</p> <p>前回の委員会で報告いたしました資源管理状況等の報告の際に、この表にはございませんが、有資格者数のうち実操業者数を報告いただいた部分について、水産課において誤って、操業実績人・日の数字に、さらに実操業者数を掛けてしまった誤りでございます。</p> <p>今回、福島県資源管理方針の変更にあたり、するめいかの漁獲努力量の上限を設定しておりますが、その値の確認のため、前回の報告の値を確認したところ、努力量上限を超えた値となっていたことから誤りを発見したものでございます。</p> <p>事前配布資料の21ページをお開きください。</p> <p>一例として、固定式さし網漁業では、上限を14万2千8百隻日を上限努力量としておりますが、前回の報告では、それを上回る値となっていたものでございます。</p> <p>本日配布しました共同漁業権の報告、1/3～3/3ページでございますが、右側、第2種共同漁業の底魚さし網等の操業実績は、合計で約1万5千でございます、操業拡大の途上である実態を示した値でございます。</p> <p>説明は以上でございます。大変、申し訳ございませんでした。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
川邊委員	<p>御説明いただきありがとうございます。</p> <p>直接関わることではないかもしれませんが、前回、漁業協同組合に所属しない漁業をやっている方というお話があったと思うのですが、今回のように漁協単位で御報告いただくとすぐわかりやすいのですけれども、漁協に所属されていない方たちの漁業実態というのは、どのように把握されているのでしょうか。</p>
水野課長	<p>漁協に所属されていない方の操業実態につきましては、今回、御報告いたしました漁業権については、組合ではないということで漁業権に関わる操業実態はございません。</p> <p>それから現時点におきましては、福島県内におきましては、漁協に所属していない方については、知事許可漁業の許可も持っていないので、県調整規則で義務づけました知事許可漁業に係る操業実績報告もございません。</p>

	<p>無所属の方が行っている漁業については、自由漁業の釣り、はえ縄を行っているという状況でございます。それらについては、許可制度と違って、管理はさほど必要ない部分であると思えます。それらについては、産地の魚市場等において、水揚げによる魚種別の漁獲については、把握をしているという状況でございます。漁獲努力量ではなくて、魚種別の漁獲量ということで、県としては、把握しております。</p>
川邊委員	水揚げベースで漁獲を把握されるということですね。
水野課長	<p>くろまぐろは、承認を取っていただいているのですけれども、漁協に所属していない方については、努力量ではなくて、漁獲量を報告いただいております。くろまぐろ以外の自由漁業の漁獲量については、魚市場を経由したものについては、県で把握できるという仕組みになっております。</p>
川邊委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>これからTACでの管理が厳しくなっていくのではないかと思います。それでも今までどおりのインプットコントロールとかテクニカルコントロールみたいなこともこうやっていかなければいけないと思いますが、そのときに漁協に所属されていない方たちをどうするのかなどいつも疑問に思っていて、また何かおわかりになりましたら、教えていただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	その他御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
<b>6 閉会</b>	
議 長	<p>これで予定された議題については終了しました。これを持ちまして、第22期第7回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。</p> <p>皆さま、お疲れ様でした。</p>

